

大阪市中央区社会福祉協議会 エレベーター改修業務及び保守点検業務
仕 様 書

1 件 名

大阪市中央区社会福祉協議会 エレベーター改修業務及び保守点検業務

2 履行場所及び対象設備

- ・履行場所:大阪市中央区社会福祉協議会(中央区在宅サービスセンター)
大阪市中央区上本町西2-5-25
- ・対象設備:履行場所のエレベーター1台

3 参加資格

以下のいずれかに該当すること

- (1) 大阪市または大阪府入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本件と同等のエレベーター改修業務を元請けとして施工した実績があること。

4 業務機関

- (1) 契約日から令和6年3月25日まで
※現場作業期間 作業開始から令和6年3月までの間でエレベーターの停止期間を
最小限で設置すること。
- (2) 保守点検期間 改修後から令和9年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 改 修 業 務 別紙改修業務仕様書記載のとおり
- (2) 保守点検業務 別紙保守点検業務仕様書記載のとおり

6 支払い条件

- (1) エレベーター改修費用
完工月の翌月
- (2) エレベーター保守点検費用
毎月の業務完了後、請求より30日以内に支払うものとする。

7 その他

- (1) 本業務履行にあつて関係法令を遵守すること
- (2) 緊急事態の発生に備え、本業務履行中は24時間対応できる体制を取ること
- (3) 本業務は第三者に委託することを禁止する
- (4) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、発注者と受注者の双方が協議の
うえ決定するものとする